

緊急事態宣言発出中！

(1月14日から2月7日)

不要不急の外出・移動[※]を控えてください

- ※ ● 医療機関への通院 ● 食料・医薬品・生活必需品の買い出し
● 必要な職場への出勤 ● 屋外での運動や散歩など
生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

昼夜を問わずお店や自宅での、
友人・知人との飲酒や会食は控えてください。

高齢者や基礎疾患のある家族がおられる家庭では、
食事など日常生活でも感染を防ぐよう気をつけてください。

飲食店等への営業時間短縮協力金の申請期間

要請期間	令和 2 年 11月27日～12月15日	令和 2 年 12月16日～令和 3 年 1月13日
対象区域	北区・中央区	市内全域
申請締切	1月29日(金)	2月26日(金)